

倫 理 規 程

公益財団法人 日本レスリング協会

(H30.10.1)

倫理規程

<前文>

公益財団法人日本レスリング協会（以下、「本協会」という。）は、その設立の趣意に基づき、レスリング競技の普及発展による国民の体力向上とスポーツ精神の涵養のため、一貫した事業活動が続けてきた。特に新しい公益法人制度の発足に伴い、民間公益活動という市民活力の有力な担い手として公益法人の役割は、国内はもとより国際的にも益々重要性を増してきており、本協会もこの時代の要請に積極的に応えていかねばならない。

このような認識のもと、本協会は、厳正な倫理に則り、公正かつ適切な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、その普及・定着を図ることとした。

<本文>

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 本協会は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当らねばならない。

（社会的信用の維持）

第2条 本協会並びに役職員及び登録者等は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（法令等の遵守）

第3条 本協会並びに役職員及び登録者等は、関連法令及び本協会の定款、本倫理規程その他の内規を厳格に遵守することはもとより、高邁な倫理観に留意し、社会規範に反することのないよう、適正に事業を運営かつ行動しなければならない。

（遵守事項）

第4条 本協会の役職員及び登録者等は、フェアプレーの精神を尊重し、公平性及び公正性を確保するため、スポーツの価値を損なう次の各号に定める不適切な行為を行わず、強要せず、黙認せず、許さず、その根絶に努めるものとする。

また、本協会の役職員及び登録者等は、相互を尊重し、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

- (1) 暴力、各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント等）、不合理な差別（人種、性別、障害の有無等）等の行為
- (2) ドーピングや勝敗に関わる意図的な操作等の不正行為
- (3) 薬物使用乱用（大麻、覚醒剤など）や違法賭博等の反社会的行為
- (4) 暴力団等、反社会的勢力と関わる行為
- (5) 補助金、助成金、交付金等の不正な受給行為
- (6) 協会財産の横領、不適切な支出などの不正経理行為
- (7) その他協会の名誉と信用を著しく害する行為

（私的利益の禁止）

第5条 本協会の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を利用して私的な利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

（利益相反の防止及び開示）

第6条 本協会の役職員は、その職務の執行に際し、本協会との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示、その他本協会が定める所定の手続に従わなければならない。

（情報開示及び説明責任）

第7条 本協会は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

（個人情報の保護）

第8条 本協会は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

（研 鑽）

第9条 本協会の役職員及び登録者は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

（規程遵守の監視）

第10条 本協会は、理事会や役員会の決議に基づき倫理委員会を開催し、この規程の遵守状況を監視する。

(倫理研修)

第 11 条 本協会は、本規定の周知・理解を深めること、役職員及び登録者等の倫理の向上を目的として、本協会の理事及び監事（以下「理事等」という。）、本協会の開催する公認指導員講習その他指導者講習会を受講する指導者（以下「公認指導者」という。）並びに倫理委員会の指定する指導者（以下「対象指導者」という。）を対象として倫理研修を開催するものとする。倫理研修の開催時期・研修の内容については、別途倫理委員会が定めるものとする。

(倫理研修受講義務)

第 12 条 理事等は、理事等に選任又は重任された日の属する年度において開催されるいずれかの倫理研修を受講しなければならないものとする。

2 公認指導者は、指導者講習受講時に開催される倫理研修を受講しなければならないものとする。

3 対象指導者については、別途倫理委員会の指定する時期において倫理研修を受講しなければならないものとする。

(違反行為への対応)

第 13 条 倫理担当理事又は倫理委員会は、現認、相談、公益通報その他の手段を端緒として、役職員及び登録者等が第 3 条乃至第 6 条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれ（以下「疑われる事案」という。）があると認識したときは、直ちに調査を開始し、会長に対し、書面を以て疑われる事案に係る処分案を答申するものとする。

2 前項の答申書面には、次の事項を記載するものとする。

- ① 調査対象とされた者の表示
- ② 処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）
- ③ 処分の対象となる違反行為にかかる事実
- ④ 処分ないし処分不相当の理由
- ⑤ 調査・審問手続の経過
- ⑥ 同種問題の再発防止に向けた対応策

3 倫理委員会は、第 1 項に記載する処分案を答申するに先立って、調査対象とされた者に対し、弁明の機会を付与しなければならない。

(第三者委員会)

第 14 条 倫理担当理事又は倫理委員会は、疑われる事案に関する調査及び答申を必要に応じて臨時に設置される第三者による調査委員会に委任することができる。

(懲戒処分の種類)

第 15 条 役職員及び登録者等が、第 3 条乃至第 6 条の遵守事項に違反する行為を行った場合、その内容及び情状に応じて次の各号の懲戒処分を受けることがある。また、違反者が協会の各役職に複数該当する場合、それらの処分を併せて実施することができる。

(1) 役員（評議員、理事及び監事）、名誉職に対する処分

- ①注意：口頭による注意を行い戒める
- ②戒告：文書による注意を行い戒める
- ③諭旨退任：諭旨による退任届を提出させるが、これに応じない場合には解任
- ④解任：解任し、本協会の他の役職への就任資格をはく奪

(2) 各委員に対する処分

- ①注意：口頭による注意を行い戒める
- ②戒告：文書による注意を行い戒める
- ③資格停止：違反者の資格を 3 年以下の一定期間停止
- ④資格取消：違反者の資格を取り消す

(3) 職員に対する処分

就業規程に基づき取り扱うものとする。

(4) 登録者に対する処分

- ①注意：口頭による注意を行い戒める
- ②戒告：文書による注意を行い戒める
- ③資格停止：違反者の資格を 3 年以下の一定期間停止
- ④資格取消：違反者の資格を取り消す

2 違反行為を行った者の違反行為を教唆、幫助した者、監督すべき立場にある者で監督を怠ったと認められる者も処分の対象とすることがある。

3 第 1 項に基づき資格取消処分を受けた者は、本協会及び本協会の傘下各団体の主催する大会、合宿、講演会その他イベント（以下「大会等」という。）に参加することができないものとし、資格停止処分を受けた者は、当該資格停止期間が満了するまでの間、大会等に参加することができないものとする。

4 前項の規定に違反し、資格停止処分を受けた者が、資格停止期間満了までの間に大会等に参加した場合、倫理委員会にて審議をした上で、本規程に基づき追加の処分をするものとする。

5 第 1 項に基づき、役員（評議員、理事及び監事）の退任処分、各委員・登録者の資格停止処分ないし資格取消処分がなされた場合、本協会は、当該処分の概要を本協会の傘下各団体及び都道府県協会に対して適宜の方法により通知するものとする。

6 大会等の主催者は、第 1 項に基づく資格取消処分または資格停止処分によって、

当該処分を受けた者の所属チーム、団体等の大会等への参加に支障が生じないよう配慮するよう努めるものとする。

(処分)

第 16 条 会長は、倫理委員会の答申を受け、必要と認める場合には懲戒処分を行うものとする。ただし、次の処分を行おうとする場合には、懲戒処分に先立ち理事会の議決を経なければならない。

(1) 役員に対する処分

(2) 資格取消し

2 懲戒処分は会長から対象者に対して書面により通知するものとする。

3 懲戒処分をした場合の対外公表の範囲、方法については、別途定める懲戒公表基準に基づきこれを公表するものとする。

(処分の解除・復権)

第 17 条 本規程により就任資格はく奪または資格取消処分を受けた者は、処分開始日から3年経過後、会長に対し、復権申請書及び処分の原因と同種の行為を二度と繰り返さない旨の誓約書を提出し、復権を求めることができる。

(2)本規程により資格停止処分を受けた者は、処分開始から1年経過後、会長に対し、処分解除申請書及び処分の原因と同種の行為を二度と繰り返さない旨の誓約書を提出し、処分の解除を求めることができる。

(3)前2項の書類が提出された場合、会長は、倫理委員会に1項ないし2項の書類一式を回付する。

(4)倫理委員会は、1項ないし2項の申請者を聴聞の上、処分解除・復権相当と判断した場合、その旨を会長に答申する。

(5)会長は、理事会の決議を経て、処分解除・復権を決定する。

(不服申し立て)

第 18 条 本協会の処分に対する申立ては、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して行うものとする。

(改 廃)

第 19 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1. 本規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1. 本規程は、平成29年1月1日から一部改正し、施行する。

附 則

1. 本規定は、平成30年10月1日から一部改正し、施行する。

附 則

1. 本規程は、令和4年6月4日から一部改正し、施行する。

(第15条3項、4項追加)

附 則

1. 本規程は、令和5年3月3日から一部改正し、施行する。

(第17条項追加、それに伴う18条、19条の項番振り直し)

附 則

1. 本規程は、令和5年9月15日から一部改訂し、施行する。

(第15条4項、5項、6項追加。第16条3項追加。)

「懲戒処分の公表に係る基準」

公益財団法人日本レスリング協会（以下、「当協会」）が倫理規程に基づき懲戒処分を行った際の公表が適正に行われるよう、次の通り公表の基準を定める。

1 公表対象

当協会倫理規程第 15 条の次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。
「論旨・退任」、「解任」、「資格取消」、「資格停止」

2 公表内容

被処分者の立場等、事案の概要、処分年月日及び処分内容に関する情報を、個人が識別されない内容とすることを基本として公表するものとする。ただし、警察その他の公的機関により、被処分者の氏名が公表されている場合には、氏名も含めて公表するものとする。

3 公表の例外

懲戒権者等が、被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等の理由により第 1 項及び第 2 項による公表が適当でないと認める場合には、公表内容の全部又は一部を公表しないことも差し支えないものとする。

4 公表時期

懲戒処分を行った後、速やかに公表するものとする。

5 公表方法

記者クラブ等への資料の提供その他適宜の方法によるものとする。